

警会乙達第 1 号
平成23年 1月18日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

警 務 部 長
(エネルギー管理統括者)

福井県警察における主要設備に係る管理標準の策定について（依命通達）

福井県警察においてエネルギーを消費する主要な設備、機器等の管理を適切に実行し省エネルギーを実現するため、別添のとおり、管理、計測及び記録、保守及び点検等の必要な事項を管理標準として定めたので、実効あるよう取り組まれない。

命により通達する。

1 照明設備管理標準

1 目的

この管理標準は、福井県警察において照明設備の管理を適切に実行し、エネルギー使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

福井県警察が管理する施設に設置された照明設備について適用する。

項 目	内 容	対象施設、管理値等
照明設備の管理	<p>1 昼光の利用</p> <p>窓側の照明器具は、極力昼光を利用することにより、消灯に努める。</p>	対象施設：全施設
	<p>2 不要時の消灯</p> <p>(1) 昼休み時や、外出時、会議中などで長時間不在の時は消灯し、当直時間帯は不在箇所の消灯を徹底する。</p> <p>(2) 廊下、通路は間引き点灯する。</p> <p>(3) 執務室の入り口付近、水屋付近、トイレ、会議室、講堂、複写機付近等常時使用しない場所は、使用後の消灯を徹底する。</p> <p>(4) 定時退庁日や定時退庁を計画した日は、定時退庁を徹底し、早期消灯に努める。</p> <p>(5) 早朝、夜間など勤務時間外に業務を行うときは、必要最小限の範囲のみ点灯する。</p>	対象施設：全施設 1回/月の巡視
	<p>3 照明器具の清掃</p> <p>定期的に照明器具を清掃する。</p>	対象施設：全施設 2回/年
設備の新設・更新時の配慮	<p>1 24時間点灯する照明器具は、極力LED化に努める。</p> <p>2 器具を新設・更新する際は、Hf型蛍光灯など、高効率の蛍光灯を採用する。</p>	

2 空気調和設備管理標準

1 目的

この管理標準は、福井県警察において空気調和設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、管理、計測及び記録並びに保守及び点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

福井県警察が管理する施設に設置された空気調和設備について適用する。

項 目	内 容	対象施設、管理値等
運転管理	1 空調温度の管理 空調温度は、政府推奨温度に設定する。	対象施設：全施設 冷房 28℃ 暖房 18℃
	2 個別暖房器具使用の抑制 施設の空気調和設備を稼働している時間帯は、個別の暖房器具（ストーブ、ファンヒーター等）の使用は原則禁止する。なお、事務に支障のない範囲でウォームビズの励行を推進する。	
	2 空調運転時間の管理 (1) 使用期間の限定 (2) 使用日の限定	
計測・記録	3 空調の効率向上 (1) 窓のブラインド、カーテン等の使用を徹底する。 (2) 窓や出入口の開放禁止、素早い開閉を徹底する。	対象施設：全施設
	冷温水圧力 (kg/cm ²)、冷温水温度等を計測し、記録する。	対象施設：警察本部
	保守・点検 1 定期的な保守点検を行う。 2 不良箇所を認知した場合は、早急な改善に努める。	対象施設：全施設 1回以上/月(警察本部) 2回/年(警察本部以外)
設備の新設・更新時の配慮	機器更新の際は、ビル用マルチエアコンを採用するほか、より高効率の設備に更新する。 ※ 24時間態勢で活動する施設であるため、ビル用マルチエアコンを採用し、必要な部屋のみ稼働することが望ましい。	

3 昇降機設備管理標準

1 目的

この管理標準は、福井県警察において昇降機設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、管理、計測及び記録並びに保守及び点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

福井県警察が管理する施設に設置された昇降機設備について適用する。

項 目	内 容	対象施設、管理値等
運転管理	<p>1 運転台数制限</p> <p>特に支障がある場合を除き、夜間、休日は1台のみ運転とする。</p>	対象施設：警察本部
	<p>2 使用制限</p> <p>ノーエレベーター運動を推進し、近くの階（おむね上り3階、下り4階）への移動は階段を使用して、エレベーターの使用回数の削減に努める。</p>	対象施設：昇降機設置の全施設
保守・点検	<p>1 定期的な保守点検を行う。</p> <p>2 不良箇所を認知した場合は、早急な改善に努める。</p>	対象施設：昇降機設置の全施設 1回以上/月
設備の新設・更新時の配慮	施設整備に伴う昇降機設備の新設に当たっては、より省エネ効果が高い設備を導入する。	

4 事務用機器管理標準

1 目的

この管理標準は、福井県警察の事務用機器を適切に実行して省エネルギーを実現するために、取扱いについて定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

福井県警察が管理する施設に設置された事務用機器（コピー機、パソコン、プリンター等）について適用する。

項目	内容	対象施設、管理値等
運転管理	<ol style="list-style-type: none">1 不要時の節電及び電源切断<ol style="list-style-type: none">(1) 事務用機器は外出時や退庁時など、長時間使用しない場合に電源を切る。(2) コピー機の使用後には低電力モード（「節電」「待機」「予熱」等）に切替える。(3) コピー機は、昼休み時や残業時など、使用頻度が減る時間は原則として電源を切る。（操作パネルでの「電源」オフ）2 その他 事務用機器の使用後はリセットキーを押し、設定間違いによるミスを防止する。	対象施設：全施設
保守・点検	<ol style="list-style-type: none">1 事務用機器の定期整備を実施する。2 不具合発生時は迅速な対応及び報告を行う。	対象施設：全施設

5 受変・配電設備管理標準

1 目的

この管理標準は、福井県警察において受変電設備及び配電設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、管理、計測及び記録並びに保守及び点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

福井県警察が管理する施設に設置された受変電設備及び配電設備について適用する。

項 目	内 容	対象施設・管理値等
運転管理	<p>1 受電設備の管理</p> <p>(1) 電圧、電流、力率及び電力のそれぞれについて標準値を設定し、管理する。</p> <p>(2) 力率の管理 自動力率調整器による運用により力率を100%に近づけるようにする。</p> <p>(3) 最大電力の管理 デマンド監視装置の警報発生時には、空調設備の停止等を行い、最大電力が契約電力以下になるようにする。</p>	<p>対象施設：警察本部</p> <p>対象施設：警察本部</p> <p>対象施設：デマンド監視計設置施設</p>
計測・記録	<p>1 受電設備</p> <p>(1) 電圧、電流、電力量、力率</p> <p>(2) 電圧及び電流の不均衡、最大電力</p> <p>2 変圧器、コンデンサ</p> <p>電圧、電流、温度、設置電流</p>	<p>対象施設：警察本部</p> <p>2回/日</p> <p>2回/日</p> <p>対象施設：警察本部</p> <p>2回/日</p>
保守・点検	<p>1 開閉器、変圧器、配線等の異常音、異臭、発熱等の点検</p> <p>2 高圧受電設備月例点検</p> <p>3 リレーテスト</p>	<p>対象施設：警察本部</p> <p>2回/日</p> <p>1回/月</p> <p>1回/年</p>
設備の新設・更新時の配慮	<p>1 全施設にデマンド監視計の設置を推進する。</p> <p>2 新設・更新時は、高効率変圧器を導入する。</p>	